

令和2年度あなたの声まとめ (FAX・Eメール含む)

令和3年3月集計分

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
736	3/2	メール	意見	<p>多度体育センターを定期的にご利用しており、館内の和室で会食をしている人がいた。市の基準では会食可能とのことだが、飛沫感染は会食でも感染すると思うが、いかがなものか。</p> <p>また体育館で屋内テニスをする際に換気をするため扉を開けっぱなしにしてテニスをするとボールが見づらい。日を避ける日よけ(シェード)の設置を求める。</p>	<p>館内での会食は、市の貸館基準に基づき感染症対策に十分配慮した形で実施をお願いしており、大人数・長時間となる飲食につきましては、感染リスクが高まるため、昨今の全国的な状況も鑑みて、皆様に更なる注意喚起を行っているところです。</p> <p>扉の箇所への日よけ(シェード)など、出入口や通路等に何かしらの工作物を設置する事については、日よけを安全に設置する場合、固定のために上部と下部をそれぞれ、固定するためのアンカーを打ち込む必要があります。出入口の壁面等に上部固定用のアンカーを打ち込むことは出来ても、下部固定用アンカー等の突起物を設置する場合、出入口や通路等の不特定多数の人の出入りがある場所に打ち込むこととなり、転倒等で怪我等をさせる恐れがあります。また、重し等での固定では、日よけを十分に固定することが出来ず、安全性の確保が出来ません。こうしたことから、大変申し訳ございませんが、設置が困難な状況です。</p>	スポーツ振興・国体推進室
737	3/6	メール	要望	<p>ミックスペーパーいわゆるリサイクルに不向きな紙資源(レシートやコピー用紙)を回収し、リサイクルできるようにしてほしい。他県の一部自治体で導入され、トイレトペーパーにリサイクルしている。</p>	<p>紙類の回収は、市が委託している回収業者が製紙工場に引き渡し、リサイクル工程を経て再利用されていますが、製紙工場の技術上、リサイクル出来ない禁忌品があります。禁忌品が混入されると、再生後の製品に汚れや臭いが残ってしまうことや、感熱紙では、リサイクルの工程で熱に反応し、斑点などが生じるためです。再生技術が全国に広がり、禁忌品のリサイクルが出来るよう市としても期待しております。引き続き、リサイクルの推進に努めたいと考えています</p>	廃棄物対策課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
738	3/9	メール	質問	<p>桑名駅周辺地区整備構想について2点質問がある。</p> <p>(1)桑名駅周辺地区整備構想 P8の図表「桑名駅周辺における都市交通の将来像」について。この図では、路線バスが西口から発着となっており、大山田団地方面には南北の2ルートが描かれている。北のルートは、県道142号線を通る予定か。大山田団地までの移動時間が短縮されるのであればありがたいことだと思っているがどのような予定か。</p> <p>(2)桑名駅周辺地区整備構想 P16の桑名駅西口駅前広場創設予定地から、西に道が描かれているが、これは、大福田寺北の東西の道と直結する予定か。</p>	<p>2点ご質問をいただいておりますので、お答えさせていただきます。</p> <p>まず、ご覧いただいた「桑名駅周辺地区整備構想」についてご説明いたします。この構想は、平成29年11月から各種団体や交通事業者等が参加した意見交換会や市民からの意見を取り入れながら検討を重ね、平成30年の8月に公表しています。本構想の位置付けは、市としての基本的な整備方針を示したものになります。</p> <p>では、ご質問(1)の図表「桑名駅周辺における都市交通の将来像」で示した2つのルートですが、市では、桑名駅西土地区画整理事業において西口駅前広場で、市民の方や駅利用者の方がバスに乗降できるような計画で進めておりますが、路線バスのルートについては、今後、交通事業者が検討するものとなります。</p> <p>次に(2)の図面の道路については、桑名駅西土地区画整理事業の計画で、幹線道路として整備する予定をしており、大福田寺北側の道路と繋がる予定をしております。</p>	駅周辺整備課
739	3/9	メール	要望	<p>県道142号線のバス停及び、道路整備について。</p> <p>(1)バス停は、バス停のスペースが狭く、交通渋滞や急な車線変更を起こす原因となっており、非常に危険である。バス停のスペースを確保して安全</p>	<p>(1)バス停のスペースを確保して安全に行きかう道路にしてもらえないか</p> <p>バス停留所は、バス事業者が道路法に基づく道路占用許可申請を行い、道路管理上、道路交通上支障のない箇所に設置を県が許可しています。</p> <p>道路やバス停に関する県、市、バス事業者、県公安委員会などの関係者と連携して調査検証し、改善できるところは改善して、安心して通行でき</p>	MaaS推進室

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				<p>に行き交う道路にしてもらえないか。</p> <p>(2)自転車で走行する際、車道の路側帯が狭い上に、自動車のスピードが速いため危険。歩道を走らざるを得ない状況。歩道は狭く、樹木の地下茎が出っ張っている部分も多く段差による転倒の可能性もある。自転車ゾーンを設けたり（四日市市では市内各所で実施）して、走りやすい道路に作り変えてもらえないか。</p>	<p>る道路に努めてまいります。</p> <p>(2)通行しやすい道路に作り変えてもらえないか</p> <p>県道 142 号線の道路管理者は三重県となりますが、桑名市内の歩道においては、一部区間で景観との調和に配慮して歩道に樹木等を設置しています。樹木等による路面等の維持管理にあたっては、三重県において日々の道路パトロールや定期点検を実施し、これらによって発見された損傷等は、状況に応じて補修を進めていただいています。今後も道路の適切な維持管理に努めていきますが、今回のように異常や問題にお気づきになられた際には、各道路管理者までご連絡いただきますようお願いいたします。</p>	
740	3/14	メール	質問	<p>桑名市はなぜ新型コロナウイルスの影響を受けた、新生児への特別定額給付金に代わるものを出さないのかの理由を教えてください。</p> <p>国からの国民 1 人一律 10 万円支給されるのは、今年 4 月 27 日の時点で住民基本台帳に記載されている市民だった。28 日以降に生まれた子どもは対象から外れて不公平だという理由と三重県でも自治体によって支給の差があるため、また子育て支援に力を入れている桑名市として対策する</p>	<p>現在、市では、新型コロナウイルス感染症に関する対策本部を設置し、市民の皆様、事業者の皆様への安全・安心を守るため、感染症拡大への対策と、経済政策・生活支援について、国の支援の動向、県や他市町の状況、市民の皆様・事業者の皆様からいただいたご意見等も踏まえ、市として様々な視点から検討し、必要な対策を速やかに実施することができるよう勧めているところです。</p> <p>このような中、先日、国において低所得のひとり親世帯に対し児童一人当たり 50,000 円の給付が決定されましたので、速やかに給付出来るよう準備等を行っているところでございます。</p> <p>なお、今後、桑名市独自の給付金支援等が決定した際には市民の皆様にご広報やホームページ等でご周知して参ります</p>	子ども未来課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				予定はあるのかお聞きしたい。		
741	3/15	投書	要望	市役所の北玄関のかさ立てに防犯上ロックができるように装具をつけてほしい。	市役所に設置してある傘立ては鍵付きのものではなく、間違えて別の傘を持ち換えられることもあることから、市役所北玄関に鍵付きの傘立てを設置しました。	総務課
742	3/19	メール	質問	先日、長島川の長島橋下でヘドロ除去を行っていたが、このような事業は長島川の浄化に大変効果的。このヘドロ除去は長島川全域でおこなわれるのか、また今後の実施予定を聞かせてほしい。採取されたヘドロはどのように処分ないし活用されるのか。長島北部地区では排水路脇の畔や堤防が防草シートで覆われ、農業用水の自然浄化作用が喪失している。このような自然破壊事業は桑名市が行っているのか、長島土地改良区が行っているのか。	<p>長島川の長島橋下で行っていた業務は、台風等による河川氾濫を防ぐ目的で、人家への危険度が高い箇所を優先的に計画し、堆積した土砂を取り除くために今年3月から実施しています。</p> <p>この除去作業の範囲については、長島川は両岸に民家が多く立ち並び、浚渫作業を行える箇所が限られますことから、長島川全域を対象とするものではありません。次年度も継続する予定ではありますが、河川内に堆積している土砂の状況によっては、継続等の見直しを行う場合があります。</p> <p>また、採取した土砂の処分につきましては、今回作業した箇所の大半の土砂が再利用に不向きな土質であるため、民間処分場にて処理を行っております。</p> <p>防草シートの件については平成26年度に設立した、農業者の組織団体である長島町農地保全協議会が、国、県、市からの交付金で、平成27年度から町内全域、幹線水路沿いを施工しています。</p> <p>以前は、自分たちの施設は自分たちが、草刈り、水路清掃等管理してきましたが、後継者が少ない中、このような方法を選んで管理を継続しています。</p>	土木課 長島町農地保全協議会

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
743	3/19	メール	質問	<p>小学生を持つ保護者として以下 3 点の市の考えを教えてください。</p> <p>①PTA は任意加入団体であり、保護者には「入退会の自由」があるにも拘らず、入学前の説明会で、保護者に対して任意加入であることを十分に説明せずに、(1)「会員の皆様へ」という宛名、(2)学校長と PTA 会長の連名、(3)役割を強要させるような内容、(4)会則や規約、連絡先、詳細な活動内容も分からない文書を配布し、入会を強制するような運用に近いと思われるが、正しい運用と考えているのか？また、それは教育委員会としての指示、指導の元の運用なのか。</p> <p>②PTA 会費が給食費等と一緒に口座から引き落とされるみたいだが、いち任意加入団体の会費を学校が徴収していることが疑問なうえ、加入義務がないにも拘らず、義務があるかのように PTA 会費を交付させた場合は、詐欺罪に該当する可能性があると思わ</p>	<p>まず現状を申し上げますと、市教育委員会から各学校に対し、PTA 活動に関する監督や指導は行ってはおりません。しかしながら、今回ご質問いただきましたことを受け、学校、市 P T A 連合会に状況確認を行いましたところ、以下のとおりでした。</p> <p>【1】入学説明会における P T A に関する説明の有無やその説明内容は、各校判断としていますので、対応はさまざまとなっています。</p> <p>【2】会費の徴収については、事務局が学校にあり、教頭がその事務に携わっていることから学校への入金としています。</p> <p>【3】会費の使途については、教育環境の整備充実に関する事業、児童の福祉に関する事業という事業目的に沿って使わせていただいております。</p> <p>【4】学校が個人情報を P T A に流しているのではなく、学校を通して P T A 活動が行われているという認識です。なお、教員も会費をお支払いする P T A 会員となっています。</p> <p>【その他】</p> <p>P T A 活動は、任意団体であることは確かですが、それは教員と保護者の善意に基づいて作られており、その目的は子どもたちの教育や成長に資するもの、会員の研修や親睦のためのものとなります。お支払いいただく会費も、P T A 活動を通じ、最終的には子ども達や P T A 会員の皆様に還っていくという認識を持っております。</p> <p>上記の状況や今回のご意見をふまえ、校長代表と市 P T A 連合会に対し、P T A 活動を実施するにあたっては、保護者の皆様のご意思を尊重し、</p>	教育総務課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				<p>れるが、その点についてどう考えているのか。</p> <p>③会費の使用用途について、事前の説明も規約等の配布も一切なかったが、入らない人がいて当たり前の任意加入団体の PTA 会費を、学校で必要な費用にあてているということはないか。自発的な意思に基づいて行われる寄付行為が、加入届などを取らず、半ば強制的に加入させられて会費を取られている PTA だとすれば、学校は寄付を受け取れないことになると思われる。(1)学校教育法で、学校設置者が学校経費を負担する、と定められ、また、(2)地方財政法でも、本来、公費で負担すべきお金を私費や会費で負担することは違反であるとされていると思われるが。</p> <p>④任意団体である PTA が子供や保護者の個人情報をどうやって収集しているか甚だ疑問。改正個人情報保護法が施行され、保有する名簿の件数が</p>	<p>ご理解を得ながら活動を進めるよう努めること、できる限りの情報提供を行い、丁寧な説明を心がけることを依頼いたしました。</p> <p>子どもたちに良好な学習環境を提供するうえで、保護者の皆様や地域の皆様のご協力は欠かすことができません。</p>	

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				<p>5000 件以上の団体を対象という制限が撤廃され、PTA も個人情報保護法の適用を受けることになるはずであり、子供や保護者の同意を得ず、かつ正当な理由もなく学校から名簿の提供を受けるのは、個人情報保護条例違反や個人情報保護法違反となる可能性があると思われるが、学校が情報提供させていることはないか。</p>		
744	3/25	メール	要望	<p>旧市営駐車場の外部企業への譲渡について</p> <p>サンファール管理の駐車場のサービスの質の低下がひどく、精算機がまともに動かない、意見を出しても整備をしない、嘘をつく。を繰り返す。</p> <p>委託された企業が契約を履行しているかどうか、市民サービスの一つとして適切に運営されているかをチェックする機能が抜けているのではないか。</p>	<p>サンファール駐車場については管理会社に譲渡・移管しております。いただいたご意見は管理会社に伝えてあり、精算機の故障等、トラブルに対応していただけると聞いております。</p> <p>お手数ですが、直接、管理会社にお問い合わせください。</p>	商工課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
745	3/26	電話	質問	<p>父親の要介護認定に関して区分変更申請を行ったが、要介護1から要支援2に変更となった。結果、利用していた施設から短期間での退所を余儀なくされた。判定に不服があったため、三重県に不服申し立てを行ったところ、市の要介護認定に関する処分が取り消されることとなった。この一連のことに関して市の対応として以下の3点について聞きたい。</p> <p>①市が不適切な対応を行ったことに対してなぜ市長が謝罪しないのか</p> <p>②不適切な対応をした職員たちが自分たちで判断して上司に報告するかを決めること自体が適切か</p> <p>③職員が不適切な行為を行った際に、第三者的に判断できるようなコンプライアンス委員会のような組織がなぜないのか</p>	<p>①お父様の要介護認定については、三重県介護保険審査会への審査請求をしていただいた結果、市が行った要介護認定に関する処分は取り消されることになりました。市としては、上記採決後、その趣旨を踏まえて要介護認定のやり直しを行ったところです。</p> <p>これらは定められた制度の中で対応させていただいたことではありませんが、審査請求に係る事務手続きやその後の市の対応において、大変多くのお手間をお掛けしたことについては、深くお詫び申し上げます。</p> <p>また、この件については、所管の部長からもお詫び申し上げさせていただきました。市の対応は、市に義務違反や過失があったかどうかを、市の法律顧問である弁護士と相談し協議を行っています。</p> <p>②この件については、担当課である介護高齢課で対応させていただいておりますし、市の対応は市に義務違反や過失があったかどうかを、市の法律顧問である弁護士と相談し協議を行っています。</p> <p>③対応できる部署については、検討を進めています。</p>	介護高齢課
746	3/29	メール	意見	<p>九華公園で、花見客用に屋台を許可しているが、コロナ禍の中常識外れではないか。たとえ、それがクラスター</p>	<p>公園内においては、マスクの着用及びソーシャルディスタンスの保持のお願いはもちろんです。飲食・宴会等及び大声での会話もご遠慮いただいております。注意書きの貼付及び混雑時等にはお声かけを実施するなど</p>	アセットマネジメント課 観光課

No.	投書日	方法	内容	あなたの声の内容	回答の内容	対応課
				<p>の原因にならなくとも、人を集め、マスクを外す機会を自治体や保健所が許可していると、訪れた人は判断し、会食などをしても良い、むしろ自治体などは経済のためにそれを推奨していると思ってしまう。今からでも遅くはないので、早急に屋台への営業中止をお願いしたい。</p>	<p>対策を進めており、ご指摘のような推奨しているわけではございませんが、会食をしても良いと思われないように対策等を努めてまいりたいと思います。</p> <p>今後につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら桜の散策等を楽しんでいただけるよう取り組んで参りたいと思います</p>	